

# 令和5年度 包括外部監査の結果

## 概要版

仙台市包括外部監査人  
公認会計士 小川高広

### 「こども若者局に関する財務事務の執行について」

#### 第1 包括外部監査の概要

##### 1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

##### 2. 事件を選定した理由

市では、仙台市総合計画として、令和3年に「仙台市基本計画（令和3年度～12年度）」及び「仙台市実施計画（令和3年度～5年度）」を策定している。基本計画は、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ ～“ The Greenest City” SENDAI～」をまちづくりの理念に掲げ、4つの目指す都市の姿を掲げている。

- I 「自然 杜の恵みと共に暮らすまちへ」
- II 「心地よさ 多様性が社会を動かす共生のまちへ」
- III 「成長 学びと実践の機会があふれるまちへ」
- IV 「進め！ 創造性と可能性が開くまちへ」

さらに上記の理念に基づき8つのプロジェクトを掲げている

- ①杜と水の都プロジェクト
- ②防災環境都市プロジェクト
- ③心の伴走プロジェクト
- ④地域協働プロジェクト
- ⑤笑顔咲く子どもプロジェクト
- ⑥ライフデザインプロジェクト
- ⑦TOHOKU 未来プロジェクト
- ⑧都心創生プロジェクト

市では、「仙台市総合計画」を上位計画とし、関連する他の計画との整合を図りなが

ら、子どもの育ちと子育て支援に関わる事業に体系的に取り組んでおり、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村整備計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、仙台市すこやか子育てプラン 2020（令和 2 年度～6 年度）を策定している。

市は、少子化の進行や共働き家庭の増加、地域におけるつながりの希薄化等、社会状況の変化によって、子どもの育ちや子育て家庭の生活にさまざまな影響が生じており、次代を担う子どもたちがすこやかに成長し、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりが求められていると認識し、その実現に向けて、仙台市すこやか子育てプラン 2020 における基本理念と基本的な視点を次のとおり定め、子どもと子育て家庭のための施策の推進に取り組むとしている。

- (1) 子どものすこやかな成長を支える取り組みの充実、子どもの安全・安心の確保
- (2) 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
- (3) 地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

仙台市すこやか子育てプラン 2020 は計画実施中ではあるものの、令和 7 年度からの新しい計画の策定に向け仙台市子ども・子育て会議で協議が始まっており、令和 5 年度から「子供未来局」から「こども若者局」へ切り替わったタイミングでもあることから、これまでの計画の進捗を振り返るに適した時期といえる。

仙台市における子育て支援に関する各施策は、前述の仙台市すこやか子育てプラン 2020 の 3 つの基本的な視点に基づいて展開しており、加えて新型コロナウイルス感染症対策事業を実施している。また、幼児教育・保育施設、児童、母子の保健福祉施設等を所管し、施設の管理運営を行っている。予算規模は、令和 4 年度当初予算において 752 億円となっており、このうち当初予算の約 90%にあたる 672 億円を妊娠から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援の充実に割り振っており、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、支援の強化を図っている。

また、これら子育て事業に関する事項はいわゆる「骨太方針 2023」において、少子化対策・こども政策の抜本的な強化が打ち出されるなど、世間に注目されている項目である。仙台市の合計特殊出生率は、宮城県全体、全国平均よりも低く、平成 25 年は 1.31 だったものが、令和 4 年には 1.10 と下落傾向にある。出生数も平成 25 年には 9,706 人だったが、令和 4 年には 7,026 人と 25%近く減少しているなど取り巻く環境には厳しいものがある。上記で記載した予算の割り振りについても、少子化対策を前提とすると納得がいく。包括外部監査のテーマとして、過去に保育事業の運営管理について（平成 23 年度）取り上げたことがあるものの、子育て全般に対する事業に関して取り上げたことは無く、また平成 23 年度からも相当の期間が経過している。

このような中、市民に身近なこども若者局に関する事業を取り上げ、これら事業の財務事務が、関係法規等に則り合規的に、かつ、時代の要請を反映した経済性・効率性・有効性を十分に追求して執行されているかについて監査を実施することは有用である

と判断した。

## 第2 監査対象の概要

### 監査の対象期間

原則として令和4年度（必要に応じて他年度についても対象とする。）

子供未来局の実施する事業（以下は令和4年度時点の部署名）

#### 1. いじめ対策推進室

- ・いじめ対策の総括
- ・いじめの防止等に係る啓発
- ・いじめに係る相談
- ・仙台市いじめ問題対策連絡協議会
- ・仙台市いじめ防止等対策検証会議

#### 2. 子供育成部

##### （1）総務課

###### ●総務係

- ・仙台市子ども・子育て会議
- ・いじめに係る再調査委員会
- ・局・部内事務の連絡調整
- ・課、いじめ対策推進室、子供家庭保健課、子供支援給付課及び児童クラブ事業推進課の庶務

###### ●企画調整係

- ・仙台市すこやか子育てプランの推進及び進行管理
- ・少子化社会対策の総合的な企画及び調査研究
- ・児童福祉等に係る施策の総合的な企画及び調整
- ・児童の権利の確保に係る事業の総括
- ・地域における子育て支援事業の総括
- ・仙台すくすくサポート事業
- ・主任児童委員（他課の所管に属するものを除く。）

- ・子育てふれあいプラザ

- ・局内の予算及び決算

###### ●子育て応援プロジェクト推進担当

- ・せんだいのびすくナビ等による子育てに関する情報発信
- ・せんだいのびすくサポーター
- ・新生児誕生祝福事業

##### （2）子供家庭保健課

●家庭支援係

- ・乳幼児の健康診査に係る事務の総括
- ・乳幼児及び妊婦の歯科健康診査に係る事務の総括
- ・児童虐待防止対策に係る事務の総括
- ・仙台市要保護児童対策地域協議会
- ・子供家庭総合相談に係る事務の総括
- ・婦人保護に係る事務の総括

●母子保健係

- ・母子保健に係る施策の総合的な企画及び調整並びに事務の総括  
(家庭支援係の所管に属するものを除く。)
- ・仙台市小児慢性特定疾病審査会

(3) 子供支援給付課

●養育支援係

- ・ひとり親家庭の福祉に係る施策の総合的な企画及び調整
- ・子どもの貧困対策に係る施策の総合的な企画及び調整
- ・ひとり親家庭等安心生活プランの推進及び進行管理
- ・つなぐ・つながる仙台子ども応援プランの推進及び進行管理
- ・児童福祉施設及び養子縁組民間あっせん機関の設置の認可、運営の指導監査及び整備等（他課の所管に属するものを除く。)
- ・実施機関に対する指導監査（他課の所管に属するものを除く。)
- ・児童福祉施設に対する措置費等の支弁（他課の所管に属するものを除く。)
- ・里親の登録、育成及び措置費等の支弁

●助成給付係

- ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還事務の総括
- ・児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る事務の総括
- ・子ども及び母子・父子家庭医療費助成事務の総括
- ・未熟児養育医療の給付に係る事務の総括
- ・自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）に係る事務の総括
- ・第3子以降小学校入学祝金

(4) 児童クラブ事業推進課

●推進係

- ・放課後子ども総合プランに係る事業の総括
- ・児童館及び児童センターの運営及び職員研修の総括
- ・仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会

- ・児童館、児童センター及び児童遊園（整備係の所管に属するものを除く。）

- 整備係

- ・児童館及び児童センターの整備
- ・児童館、児童センター及び児童遊園の維持修繕及び物品購入
- ・児童館、児童センター及び児童遊園の財産管理

(5) 子供相談支援センター

- 相談支援係

- ・子育てと子どもに関する相談
- ・子育て何でも電話相談
- ・ヤングテレホン相談
- ・青少年の継続的通所相談（ふれあい広場・就労支援活動）
- ・青少年等の健全育成及び啓発活動
- ・青少年健全育成団体等の助成、連絡調整

- 青少年指導係

- ・街頭指導活動
- ・補導関係機関との連絡調整
- ・センターの庶務

3. 幼稚園・保育部

(1) 運営支援課

- 企画係

- ・幼児教育及び保育に関する施策の総合的な企画及び調整
- ・市立保育所運営の総括
- ・市立保育所における会計年度任用職員
- ・市立保育所の物品購入
- ・部内事務の連絡調整
- ・市立保育所の庶務
- ・課、幼保企画課及び認定給付課の庶務

- 運営係

- ・保育所の運営に係る指導及び助言
- ・特別支援保育事業
- ・保育所等地域子育て支援事業の総括
- ・保育所給食の総括
- ・保育所入所児童の健康に関する指導
- ・緊急時の市立保育所の応援勤務

- ・市立保育所における嘱託医

- 指導係

- ・保育の質の向上に係る企画及び調整
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る指導監査
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る研修の企画及び実施
- ・特定地域型保育事業の運営に係る指導及び助言
- ・認可外保育施設の指導監督
- ・認可外保育施設に係る指導及び研修
- ・保育士、栄養士及び看護師の実習
- ・保育士確保事業
- ・病児・病後児保育事業に係る指導監査
- ・指定保育士養成施設
- ・仙台市保育所連合会

- 保育所

- ・保育を必要とする乳幼児の保育
- ・子育て家庭に対する支援

- (2) 幼保企画課

- 調整係

- ・幼児教育及び保育の基盤整備に係る企画及び調整並びに事業の総括
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備、認可及び確認
- ・市立保育所の維持修繕
- ・市立保育所の財産管理
- ・市立保育所の建替え等
- ・幼稚園の新制度移行
- ・病児・病後児保育事業に係る企画及び調整

- (3) 認定給付課

- 認定調整係

- ・子どものための教育・保育給付に係る事務の総括
- ・教育・保育給付認定事務の総括
- ・子どものための教育・保育給付認定事務（認定こども園・幼稚園を經由して提出されるもの（1号認定に係るものに限る。）に限る。）
- ・区役所（宮城総合支所を含む。）における教育・保育給付認定事務及び保育施設等利用調整事務の連絡調整
- ・子育てのための施設等利用給付認定事務
- ・保育料等督促状の発行、保育料等の納付相談及び分納誓約、保育料等の徴収

- ・実施機関に対する指導監査
- 給付係
  - ・施設型給付費及び地域型保育給付費の支給
  - ・私立保育所に対する委託費の支払事務
  - ・子育てのための施設等利用給付
  - ・私立幼稚園への助成
  - ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への助成
  - ・事業所内保育施設への助成
  - ・認可外保育施設への助成
  - ・病児・病後児保育事業者への助成

#### 4. 児童相談所

##### (1) 保護支援課

- 調整係
  - ・所の維持管理
  - ・所内事務の連絡調整
  - ・所の庶務
- 一時保護係
  - ・一時保護児童の行動観察及び生活指導

##### (2) 相談指導課

- 児童相談係
  - ・児童・家族に係る相談、調査及び支援
  - ・児童の支援に係る関係機関との連絡及び調整
  - ・児童虐待への対応（緊急対応係の所管に属するものを除く。）
- 緊急対応係
  - ・児童虐待に係る緊急及び初期対応
  - ・その他の要保護児童に係る緊急及び初期対応
- 児童施設係
  - ・児童の児童福祉施設・里親等への措置
  - ・児童福祉施設等措置費用徴収事務（他公所の所管に属するものを除く。）
- 心理支援係
  - ・児童の心理査定及び心理的支援
  - ・家族に対する心理的支援及び助言
- 親子こころの相談室
  - ・児童及び保護者の心理面接、精神医学的相談

### 第3 外部監査の結果及び意見

#### (総論)

##### 1. 業務体制について

業務を実施するに当たっては、適正に実施されるための仕組み、いわゆる内部統制の整備運用が求められる。市のホームページで公表されている、「不適切な事務処理事例集（令和4年度）」には、子供未来局の事例として、「保育施設等に対する給付費（賃借料加算）の支給誤り」、「幼保連携型認定こども園の認可誤り」、「保育施設等に対する給付費の支給誤り」、「保育施設等に対する補助金返還の未請求」が記載されており、これら誤りの要因は、制度理解や法令等根拠の確認不足、マニュアル・チェックシートの不備、確認体制の不備等が挙げられている。

今回の監査においても、チェックリストは整備されているものの、適切な運用がなされていなかったことから補助金額の誤りにつながった事項、チェックリストを整備したが利用していない、マニュアルを整備したがマニュアル通りに記載をしていないといった事項が検出されている。

不適切な事務処理事例の要因を解決するために業務マニュアルの整備・見直しをはじめとする再発防止策が講じられているが、当該再発防止策の確実な実行が望まれる。また、一度整備したマニュアル等は法改正など状況の変化に合わせて適時に修正していくことが必要である。

#### (各論)

##### 個別検出事項

項目	区分	報告書 ページ	内容
I. 妊娠・出産期から乳幼児期にかけての子育て支援について			
簡易支出負担行為決裁簿の記載及び決裁について	意見	53	子供家庭保健課に限らないが、支出負担行為の決裁を押印により実施するために、紙の決裁簿を利用している。しかし、予算残高に関しては、別途システムで管理しており、わざわざ転記することは無駄であり、誤りの原因にもなっている。手書きの簡易支出負担行為決裁簿への転記作業時に誤りが起きていることから、誤りや無駄を減少させるためにも、表をスプレッドシートとし、支出済額、差引残高を自動計算とする、支出済額や差引残高は、別途システムを



			<p>参照するため、簡易支出負担行為決裁簿からは削除する、電子決裁できるようにするなどの体制構築を検討されたい。</p> <p>電子決裁については、他の自治体でも導入事例が増えており、次回、基幹システムの更新時に導入を検討されたい。</p>
<p>仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金交付申請書のチェック体制について</p>	指摘	53	<p>仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金交付申請書には、申請資料の添付漏れを確認するための、区の担当者が利用する「送付時」のチェック欄と本庁の担当者が利用する「確認時」の確認のためのチェック欄があるが、「確認時」のチェック欄に、チェック証跡がないものがあった。</p> <p>チェック欄が埋まっていなくとも、書類のチェックは適切になされ、マニュアルに記載された確認もなされたとのことだが、形式が整っていないと、その主張は、第三者からは確認が取ることができない。チェックリストが準備されているにもかかわらず、利用されていないことは、事故があった際に、見逃す可能性があり、実際、チェック漏れにより補助金の額が誤った事案が、他の課で生じている（65 ページ参照）。</p> <p>そのため、内部統制を有効に機能させるためにも、例えば、決裁者が、整備したチェック欄が利用されているかどうかといった確認を行うといった体制にする必要がある。</p>
<p>補助金交付簡易決裁簿について</p>	意見	54	<p>決裁に際して、起案日、決裁日と施行日の欄があるが、決裁日欄が使用されていないページがあった。欄がある趣旨を理解して、証跡を残す必要がある。このような記載の不備も電子決裁で防げるため、次回、基幹システムの更新時に導入を検討されたい。</p>
<p>助成券のあり方について</p>	意見	54	<p>助成券は、利用者の意見を取り入れ利用しやすいよう大きさを小さくするなどの工夫を実施している。ただし、10枚以上の助成券に同じ内容を記入する必要があり、不便さを感じる利用</p>

			<p>者もいる。助成券に必要事項を記入して渡す、受診した日時の情報を医療機関から適時に受け取ること等の工夫次第で不便さの軽減が可能と考える。国の母子保健情報デジタル化実証事業で、妊婦健診、乳幼児健診等のデータ連携が自治体と医療機関でなされるよう検討されているところではあるが、一層の工夫を検討されたい。</p>
自治体での子育て・介護関係のオンライン申請の推進について	意見	54	<p>デジタル庁の Web ページで、他市町村と比較できるかたちで自治体での子育て・介護関係のオンライン化の取組状況が公表されており、これによれば仙台市のオンライン化進捗率は35%と宮城県内の他市町村と比べて低い。直接窓口に行かずとも申請ができるオンライン申請は利用者の負担軽減に大きく貢献することから、より積極的に取り組んでもらいたい。</p>
予算の執行状況について	意見	54	<p>予算額の 14% 100,861 千円が利用されていない。市の当初予算を制約してしまっており、本来当初から計画できていた事業が先送りされるといった機会損失が生じてしまっている。予測が困難な事業ではあるものの、予算の見積をより精緻に実施する工夫を検討されたい。</p>
受診票の記載項目について	意見	57	<p>仙台市の乳児一般健康診査受診票のフォームは、親の職業を記載する欄を設けている。一般的に、自身の健康診断における職業欄は、本人の職業が健康状態に影響を与えていることが想定され質問がなされることはある。しかし、子の健康診断において、他の自治体では親の職業欄の質問が省略されている例もある。回答のあった親の職業を健診等に活かしていないのであれば、不必要な情報を入手する必要はなく、記載を省略することを検討されたい。</p>
Ⅱ. 地域子育て支援について			
指定管理者に対するモニタリングに係る評価シートの記載につ	指摘	61	<p>児童館を運営する指定管理者に対して実施するモニタリング及び評価において、内部資料であるモニタリングシートに特記事項（加点又は減点評価する理由）の記載がある場合は、外部</p>

いて			<p>に公表される評価シートの「所見」欄にその内容を必ず記載すると「評価マニュアル」に定められているにもかかわらず、当該事項が記載されておらず、評価シートの利用者にとって加点又は減点評価した理由が分からないものとなっている。</p> <p>評価シートの利用者にとって、配点の根拠が明確になるよう、「評価マニュアル」に従って、モニタリングシートに記載された特記事項を評価シートに必ず記載すべきである。</p>
指定管理者に対するモニタリングの評価について	意見	63	<p>指定管理者に対するモニタリングの評価基準の一つに「事故発生時の対応体制の構築」がある。スマートフォンの窃盗事件のあった児童館については、事故発生マニュアル等が整備されていたものの、実際の運用面に問題があったため、市への報告が遅れることになった。モニタリング評価に当たっては、各種マニュアルの整備状況だけでなく、それが実際に職員に周知徹底され、適切に運用されているかどうかという点まで含めて判断の上、評価されたい。</p>
放課後児童クラブを運営する民間事業者に支給する補助金の加算誤りについて	指摘	66	<p>放課後児童健全育成事業を運営する事業者のうち、一定の要件を満たした事業者に対して補助金を上乗せして支給している。その要件のうち、保護者負担の基準額を15,000円以下とする要件を満たしていないにもかかわらず、これを見逃し補助金を加算して支給していた。</p> <p>事業者から提出された申請書類の内容についてチェックシートを使用してチェックすることとしていたが、加算要件を満たしていないことを見逃した事業者については、チェックシートにチェックマークが付されていない、1次検討者が疑問点があることの備忘として「？」マークを残していたが、次にチェックする課内職員へ適切に引き継がれず、チェック機能が働かなかったため、加算要件を見過ごす結果となった。</p> <p>チェックシートをより実効性があるものとする</p>

			<p>べく、チェックを行った場合は必ずチェックマークを付すことはもちろん、現状チェックマークを付すだけとなっている箇所について加算要件となる項目の金額や面積を記載するなど様式を見直すことが必要である。加えて、チェックシートの意義を課内職員で共有し、チェック時に疑義が生じた場合は上位者へ適時適切に報告するなど課内のコミュニケーションを充実させるとともに十分なチェック体制を整備されたい。</p> <p>また、補助金を申請する際に事業者が参照する「仙台市放課後児童健全育成事業に関する手引き」に補助金の交付対象事業に係る収入は非課税取引であることを明記されたい。</p>
補助金受給者から提出される実施状況報告書について	意見	67	<p>放課後児童健全育成事業の補助金支給を受けている事業者から毎月提出される実施状況報告書について、市は、手計算によって利用児童の「平日の平均」をチェックしており非効率が生じている。</p> <p>市が数式を入れた Excel シートを事業者へあらかじめ提供するなど、事業者の記載誤りを防止するとともに、市のチェックが省力化できるよう、様式及び提出方法を見直しされたい。</p>
業務委託料の支払について	意見	70	<p>仙台市新生児誕生祝福事業に係る毎月の業務委託料の支払金額は、委託事業者から提出される各月の発送データに基づいて決定される。市は、当月提出された発送データについて前月分までのデータと重複がないかどうかのチェックに留まっており、申込者の ID ごとに使用ポイントの管理は行っていないため、委託事業者が架空又は誤った ID を記載して過大な使用ポイント数を報告してくるリスクに対応していない。発送データに記載された ID ごとに使用ポイント数を集計し、市が保有する対象児童のリストと突き合わせることで、発送データの正確性を確かめる措置を講ずることが望ましい。</p>

アンケート結果の活用について	意見	71	<p>仙台市新生児誕生祝福事業に関するアンケート結果を見ると、商品等のラインナップや申込専用 Web サイトの使い勝手等、改善要望が上がっている。市はその都度改善を行っているとのことであったが、翌年度以降の委託事業者選定に当たっては、利用者の更なる満足度向上につながり本事業の効果がより得られるよう、改善要望を踏まえた評価項目の設定、配点及び仕様書の内容となるよう努めていただきたい。</p>
Ⅲ. 子育てに要する経済的負担の軽減について			
業務マニュアルの情報の体系化について	意見	77	<p>助成制度担当課の再発防止策としては、業務マニュアルの改善の措置として「医療費助成セブンメイト使用について」というマニュアルに、テストデータの送信に関する注意事項が記載されている。</p> <p>ここで、子ども医療費助成の申請受付・処理方法、各種リスト確認作業手順等、対象者の資格管理については「子ども医療費助成制度 業務マニュアル」、給付に関しては「子ども医療費助成制度、母子・父子家庭医療費助成制度、心身障害者医療費助成 業務共通マニュアル（給付編）」という事務処理に関する中核的なマニュアルが別途存在している。</p> <p>これらのマニュアルにも再発防止策を追記する、又は、「子ども医療費助成制度 業務マニュアル」には、巻末資料として、規則・マニュアル等の一覧が記載されていることから、「医療費助成セブンメイト使用について」をこの巻末資料に記載するなど、再発防止策のテストデータの送信に関する注意事項の情報が散逸しないようにすることが望まれる。</p> <p>また、今後においても、誤りが発生しないよう、適宜マニュアル、チェックリストを見直し、担当者が変わった際の引継ぎの徹底も含めて、適正な事務の遂行に努めることが望まれる。</p>
Ⅳ. 教育・保育基盤の整備について			

意思決定のスケジュールの立案について	意見	84	<p>存続か廃止かを検討している公立保育所においては、建物が築 40 年を超えているものが大半であり、アセットマネジメントの観点からも、残された時間は多くない。現在方針が決まっていない 7 か所の公立保育所については、「今後の保育施策の推進について(平成 26 年 10 月 21 日子供未来局(令和 4 年 6 月 28 日更新))」による基本方針が決まっているのみであり、意思決定のスケジュール等具体的な計画については白紙である。中長期的なビジョンの中で、具体的なスケジュールを検討し、それを公表することで、実効性を高めていくことが望まれる。</p>
給付費支給に関する申請書、マニュアル及びチェック体制の整備と実行について	意見	87	<p>加算の算定に関する判定は、申請書に法令の要件等を正しく判定できるものを使用することで、誤りを未然に防ぐこととしていることから、申請者の記入ミスを防止し、担当者が判定しやすい様式とすることが重要であり、細心の注意を払うべきである。また、事務マニュアルについても、通達に合わせたアップデートをすることで制度内容を十分理解できるようにし、事務マニュアルを用いた引継ぎを徹底するとともにチェック体制を常に整備するなど、適正な事務の遂行に努めることが望まれる。</p>
給付費に関する申請のシステム化について	意見	89	<p>施設に対する加算の適用については、申請書を郵送してもらい認定給付課でチェックする仕組みとなっている。申請書を工夫することで人為的ミスを減少させているが、誤適用が発生した場合には、市に与える影響が大きいことから、将来的には施設の情報についてもデータベース化し、電算システムを利用した申請とすることで、加算の適用から加算額の計算までを電算システムで行うこととし、無償化事務センターに事務委託できるよう構築していくことを検討すべきである。</p>
幼保連携型認定こども園への移	意見	92	<p>申請書については、特例規定の適用要件等についての誤りを発生しにくくするような記載と</p>

行に関する申請書、マニュアル、チェックシート、チェック体制の整備と実行について			し、チェックシートについても、一步踏み込んだチェックができるよう整備している。マニュアルについても制度理解を念頭に置いた丁寧なマニュアルとなっており、これを基に事務引継ぎを実施することで、スムーズな引継ぎが可能である。今後においても、法令適用の誤り等が発生しないよう、適宜申請書、マニュアル、チェックリスト等の見直しを行うとともに、事務の引継ぎを徹底し、チェック体制を常に整備するなど、適正な事務の遂行に努めることが望まれる。
賃借料加算支給に関するマニュアル及びチェック体制の整備と実行について	意見	94	当該事例の事務処理の誤りは、担当者1名が制度内容の理解が不十分なまま業務を行っていたことに起因することから、他の業務においても同様の誤りが発生しないよう、制度内容理解の周知徹底と、チェック体制整備の充実を図り、適正な事務の遂行に努めることが望まれる。
補助金返還に関するマニュアル、チェック体制の整備と実行について	意見	96	事務の漏れが発生しないよう、相談段階からの財産処分が必要の確認、マニュアル等の適宜見直しを行うとともに、事務の引継ぎを徹底し、チェック体制を常に整備するなど、適正な事務の遂行に努めることが望まれる。
V. 教育・保育の質の向上、人材確保について			
根拠法令等の存在確認について	指摘	98	事業概要に記載されている根拠法令等については、その存在や実施期間等を正しく確認し、記載すべきであり、存在しないもの若しくは実施期間を超過したもの等については、記載してはならない。例年記載されている根拠法令等であるから継続して記載していたと考えるが、根拠法令等だからこそ、確認を怠ってはならない。根拠法令等は市職員が事業を実施するにあたり依るべきものであり、事業実施の前提となるものであるため、根拠法令等についての存在や実施期間については、十分な確認作業をすべきである。

定例での実地指導の実施について	指摘	102	施設型給付費の対象となる幼稚園に対し、現状では宮城県が施設監査を行っているが、市では確認監査のうち定例での実施指導を行っていない。この点、宮城県との調整がなされていないものであるが、子ども・子育て支援法第14条、第38条より、市が確認監査の実施主体であり、上記通達では都道府県及び市区町村において相互に連携して対応し、被監査側の負担軽減に努め、効果的な指導監査を行うべき旨が記載されていることから、適切に対応すべきである。
指導監査の宮城県との連携について	意見	102	現状では宮城県との調整・連携が不十分である。通達の内容である、都道府県及び市区町村における相互連携して対応されたい旨を踏まえ、合同監査の実施、監査項目資料の統一化や省略化を検討し、効果的な指導監査の実施、事務負担の軽減の実現をされたい。
保育士リターンセミナー、私立保育所等就職説明会の成果指標の設定について	意見	105	保育士リターンセミナー、私立保育所等就職説明会について、事業評価書に類するものは作成していない。担当課にヒアリングしたところ、保育所に対するアンケートに示される人材のひっ迫状況の改善を施策として重視しているとのことであり、「十分な保育士数」が確保されていたと回答した施設の割合を把握し、成果指標としているとのことであった。そのため、例えば 保育士リターンセミナー、私立保育所等就職説明会への参加者に対するアンケートの回答結果も成果指標として設定し、保育士の増加や効果的な予算の編成に繋げられたい。
VI. 相談機関等について			
・児童相談所における労働時間について	意見	109	児童相談所における令和4年度の年間時間外労働時間は平均約400時間（児童福祉司）であり、個人別では1,000時間を超えている者もあり、業務量の増加に人員増員が追い付いていな



			<p>い可能性が高い。</p> <p>児童相談所における労働時間が長時間とならないよう、適切に管理するとともに、業務量に応じた人員を配置することを検討されたい。</p>
・児童福祉司・児童心理司の配置について	意見	110	<p>上述のとおり、時間外労働時間が多い原因の一つとして、配置基準の人員を下回っていることが関係していると思われる。</p> <p>児童福祉司・児童心理司の配置人数について、令和4年度は配置基準を満たしていたが、令和2年度から3年度にかけて虐待件数が急増したため、令和5年度は配置基準より6名少ない状態となっている。</p> <p>この先、児童虐待件数が減少しなければ、令和4年度の2年後にあたる令和6年度までに、さらに2名の増員が必要となるため、増員を検討されたい。</p>
・児童福祉司・児童心理司の経験年数について	意見	110	<p>市では、近年、児童虐待の相談対応件数が増加を続けており、複雑・深刻な事例も少くない状況であるが、児童福祉司の経験年数の平均が3年、児童心理司の経験年数の平均が3.6年と短い。</p> <p>児童相談所における専門的な体制の強化のため、担当職員のスキル・経験を蓄積するとともに、福祉職職員のジョブローテーションを効果的に運用し、児童福祉司等が疲弊することなく経験年数を十分に確保できるよう検討されたい。</p>
・スーパーバイザーについて	意見	110	<p>児童福祉司スーパーバイザーについては、令和4年4月1日以降は、「児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者」とする要件に加え、「厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない」とこととされたところである。</p> <p>スーパーバイザーの要件である研修を4年目に受講しても、5年目に他所へ異動してスーパーバイザーが予定どおり増えない事例がある。</p>

			<p>重大事件があったこと、今後重大事件を防止する必要があること、スーパーバイザーには経験が必要で、5年間の経験等が定められていること等を鑑みて、個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるよう人事異動サイクルを見直し、人材育成部と連携し、スーパーバイザー研修受講者が引き続き児童相談所でスーパーバイザーとして配属されるような人事政策を実施すべきと考える。</p>
・児童相談システムについて	意見	111	<p>児童相談所では、資料作成時間を短縮するとともに、情報をデータベース化することで、児童相談所内の情報の共有化を図るため、児童相談システムを導入中である。</p> <p>今後、支援経過情報やアセスメントを即時に共有し、適切で迅速な家庭支援を行えるよう、システムを導入した際には、例外なく、受付・受理情報、対応情報を入力することとし、受理会議資料等の作成において、必要の無い手間をかけることのないようにされたい。</p>
・里親について	意見	113	<p>国の「新しい社会的養育ビジョン」の方針では両親による養育が困難な場合に、里親や特別養子縁組による家庭養育優先の理念を掲げ、たとえば乳幼児期の里親委託率を75%に引き上げようとしており、登録里親候補の担い手の確保と育成が急務である。</p> <p>そのために、市として、里親を増やす数値目標を持つべきである。</p> <p>また、里親を知ってもらうために、幅広く企業やNPO等とも連携して、人目につく周知方法を増やされたい。最近では里親等によって社会貢献をしたいという人も増えており、そうした人に伝わる方法も検討されたい。民間のフォostering機関との連携も検討されたい。</p> <p>たとえば、大阪府では、乳児のみ、あるいは短期の里親を増やしている、横須賀市は、公益財団法人日本財団と連携して、社会養護が必要</p>

			な子供たちの特別養子縁組を推進する事業を進めているなどの試みが参考になる。
・児童福祉施設保護者負担金の滞納について	意見	114	<p>児童福祉施設保護者負担金の滞納に関して、督促記録は残っているが、滞納している理由等の個別の状況について、記録を残していない。</p> <p>児童福祉施設保護者負担金については、児童相談所の措置で子供を入所させ、親の同意が得られていないケースもあるなど、慎重な対応が必要となる場合もあるため、個別の状況について記録を残して管理することが望ましい。</p>